

新島はまゆう会 苦情解決の体制について

社会福祉法人新島はまゆう会が運営する事業の福祉サービスについて、ご利用者・ご家族からの相談や要望、苦情等について、早期の改善や解決に努めています。

何かございましたら、ご利用いただいているサービスの事業所にお気軽にご相談ください。

事業・サービス別苦情解決体制

平成29年4月1日 現在

事業所又は施設名	サービス種類	苦情受付担当者	苦情解決責任者	連絡先
新島老人ホーム (指定介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム	生活相談員 富田	管理者 梅田	住所：〒100-0400 東京都新島村字瀬戸山 116-2
ユニット新島老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	地域密着型特別 養護老人ホーム	生活相談員 富田	管理者 梅田	電話：04992-5-1612 FAX：04992-5-1614
新島老人ホーム (指定短期入所生活介護)	指定短期入所生活 介護事業	ショート担当 戸上	管理者 梅田	
新島デイサービス センター	通所介護事業	[※現在、事業休止中]		
新島ヘルパー ステーション	指定訪問介護事業	主任 田代	管理者 梅田	住所：同上 電話：04992-5-1954 FAX：04992-5-1914
新島村地域包括 支援センター・ 新島居宅介護支援 センター	地域包括支援事業・ 指定居宅介護支援 事業	主任介護支援専門員 前田	管理者 梅田	

※ ・相談、苦情等の申し出があった場合は、担当者が受け付け、管理者の指示により、その内容に応じて適切に処理し改善・解決に努めます。

・直接事業所に申し出るほか、新島村介護保険担当課や、東京都社会福祉協議会に設置されている苦情解決の専門機関である「福祉サービス運営適正化委員会」に相談・苦情の申し立てを行うこともできます。

・その他、事業所の「利用者懇談会」や村の「民生委員」にも相談していただけます。

※ ・相談又は苦情等の受け付けは、担当者不在の場合は、他の職員が対応いたします。